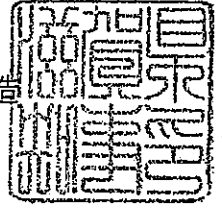


滋水第 415 号
令和 5 年 (2023 年) 4 月 24 日

琵琶湖海区漁場管理委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖海区の漁業権における資源管理の状況等の報告
および漁業法第 91 条第 1 項に基づく指導について (報告・諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 90 条第 2 項の規定に基づき、琵琶湖海区における漁業権の資源管理の状況等について貴委員会に報告します。

また、別添報告書のとおり、免許番号 共第 126 号、共第 155 号、共第 161 号、共第 165 号、共第 168 号および共第 169 号について、同法第 91 条第 1 項第 2 号に該当すると認められることから、同条第 1 項の規定により指導してよろしいか貴委員会の意見を求めます。

0 0 0

1

1. 資源管理の状況等の報告について

漁業権は、水面の総合的な利用を促進し、漁業生産力を発展させるために必要と認めて免許されるものであり、漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない（法第90条第1項及び施行規則第28条）。

2. 活用状況の確認と指導の判断

報告のあった漁業権について、別添チェックシートにより活用状況の確認を行った。チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行う事となるが、「合理的な理由」が認められた場合は、指導の対象から除外した。この場合の「合理的な理由」は下記のとおりとした。

- ・資源保護のためやむを得ない休業
- ・公共工事によるやむを得ない休業
- ・行使者病気療養中のためやむを得ない休業
- ・行使者がおらず操業出来ていなかったが、行使者が決定し準備中の漁業権
- ・KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
- ・良好な母貝が入手できないためやむを得ない休業
- ・本年9月の漁業権の切り替えをしないことを表明している漁業権

上記「合理的な理由」に該当しない漁業権で、2年以上、行使が行われていない下記漁業権を法第91条に基づく指導の対象とした。

免許番号 共第126号、共第155号、共第161号、共第165号、
共第168号、共第169号

3. 根拠条文等

○漁業法<抜粋>

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林

水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(平三〇法九五・追加)

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

- 二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

○改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（2水管第499号水産庁長官通知）〈抜粋〉

3 指導及び勧告

都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならないとされている（法第61条）。

このため、都道府県知事は、漁業権者が次の（1）又は（2）に規定する状態にあると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し（法第91条第1項）、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされている（法第91条第2項）。また、都道府県知事は、勧告をした者が、その勧告に従わないときは、その

漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる（法第92条第2項第2号）。法第91条に該当する場合には、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、指導及び勧告を行うことが求められる（法第91条第3項）。

また、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを実施することが適当である。

都道府県は、日頃から漁場の利用状況の把握・確認に努めることが重要であり、問題があると認められる場合には、都道府県知事による法第91条に基づく指導を行い、早期の是正を目指すことが求められる。都道府県は漁業権者から資源管理の状況等の報告を受けた場合には、法第91条の規定による指導の必要性につき検討を行う必要がある。なお、指導又は勧告の判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシート（別紙3）を添付するので、これにより運用されたい。

(1)漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき（法第91条第1項第1号）。「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしているとき」とは、例えば、漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げているとき、団体漁業権者が組合員行使権者に行使規則の遵守について指導を行わないなど行使規則の運用が不適切であるとき、通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しているとき等が想定される。

「海洋環境の悪化を引き起こしているとき」とは、例えば、過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させているとき、漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させているとき、甚大な被害が想定されるにもかかわらず魚類防疫の観点から適切な対応がなされていないとき等が想定される。

(2)合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき（法第91条第1項第2号）。

「合理的な理由」とは、第3の2(2)アに掲げるように、例えば、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っているとき、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できないとき、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できないとき等が想定される。

また、「一部を利用していない」には、区画漁業権の利用度が著しく低く実際にはより小さい区域で同程度の生産を確保できる場合や、当該区画での養殖期間を十分に利用していない場合等も含まれる。

令和3年次 第1種共同漁業権(貝類)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権2(1)漁業関係法令を遵守している	2(1)漁業法を遵守している	2(2)法第72条に規定する「免許」の有している	2(4)漁場紛争が起きていない又は紛争の解決に向けて取り組んでいる	2(5)資源や環境に適切に実施している	2(7)漁場や施設等を放置することによって漁業者の活動を妨げない	2(8)漁業活動では想定されない爆発物その他危険物を貯蔵し、使用していない	3(1)漁業の進捗が可能な期間を相応程度利用している(注2・3・4)	3(3)漁場の全てを利用している(注4)	3(4)漁場を持続的に利用できるよう、生産計画等を踏まえ、生産計画に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計(kg)
共第1号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第3号	沖島漁協	×			貝曳き網	
共第2号	聖田漁協	○	11	1,100	貝曳き網	35,487
共第3号	聖田漁協	○	2号に合算		貝曳き網	
共第2号	中主漁協	○	3	35	貝曳き網	200
共第3号	中主漁協	○	3	35	貝曳き網	400
共第2号	近江八幡漁協	○			貝曳き網	500
共第3号	近江八幡漁協	○			貝曳き網	300
共第3号	湖南漁協	○	4	13	貝曳き網	394
共第3号	瀬田町漁協	○	3	3	貝曳き網	3
共第3号	勢多川漁協	○	6		貝曳き網	30

令和3年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第201号	上多良漁協	○	7	5月10日～8月20日	60	1,270
共第202号	南浜漁協	○	4	3月31日～9月30日		28,240
共第203号	南浜漁協	○	1			8,480
共第204号	西津井漁協	×				0
共第205号	百瀬漁協	○	10	4月10日～6月27日	78	8,428
共第206号	浜分漁協	○	13	4月3日～8月20日	109	15,800
共第207号	北船木漁協	○	21	3月15日～8月20日	120	53,065
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月16日～8月20日	207号合算	

115,283

1 漁業権2(1)漁業権2(1)関係法令を遵守している	2(2)法案79条に規定する「免許」を有している	2(4)漁場紛争が起きない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる	2(5)資源管理を適切に実施している	2(7)漁具や養殖施設などを設置するなどして他産者の漁業活動を妨げない	2(8)通常の漁業活動ではない構装物その他危険なものを設置しない	3(1)漁業の期間が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	3(3)漁獲物の全てを利用している(注4)	3(4)漁獲物を特設的に利用できないよう、生産量等を含む事業計画等に配慮し、計画的に漁業活動を行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	公共工事によるやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

令和3年次 第2種共同漁業権(えり・落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	操業日数	漁獲合計(kg)
共第178号	海津漁協	x	2			0
共第179号	海津漁協	x				0
共第180号	百瀬漁協	o	1	151	7,753	
共第181号	百瀬漁協	o	2	126	2,758	
共第182号	百瀬漁協	x			0	
共第183号	百瀬漁協	x			0	
共第184号	浜分漁協	x			0	
共第185号	浜分漁協	x			0	
共第187号	今津漁協	x			0	
共第188号	今津漁協	x			0	
共第189号	湖西漁協	o	5	1月1日~12月31日	81	
共第190号	北船木漁協	x			0	
共第191号	北船木漁協・三和漁協	x			0	
共第192号	三和漁協	o	3	1/15B~4/16B, 10/15B~12/15B	16,556	
共第193号	三和漁協	x	1		0	
共第194号	三和漁協	x	1		0	
共第195号	中主漁協	o	2	1月12日~12月24日	1,677	
共第197号	志賀町漁協	o	2	1月12日~12月25日	1,673	

92,148

1 漁業権の免許以 降、法第90 条第1項に 基づく漁業 管理の状況 を毎年行っ ている(注1)	2(1)漁業 関係法令を 遵守してい る	2(2)法第 72条に規定 する「免許 の適格性」を 有している	2(4)漁場 紛争が起き ていない又 は漁場紛争 の解決に向 けて協定を 取り組んで いる	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(7)漁具 や養殖施設 の設置する などして他 者の漁業生 産活動を妨 げない	2(8)通常 の漁業活動 では想定さ れない漁業 物その他危 険物を及ぼ すおそれな い	3(1)漁業 や養殖が可 能な期間を 相当程度利 用している (注2・3・4)	3(3)漁業 の全てを利 用している (注4)	3(4)漁場 を積極的に 利用できる よう、生産 量等の項目 を含む事業 計画等を評 価し、計画 的に漁業の 生産活動を行 っている	4 評価理由
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁具の損傷によるやむを 得ない休業	
x								o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	o	o		
o	o	o	o	o	o	o	o	o		
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
x								o	解散済み	
x								o	解散済み	
o	o	o	o	o	o	o	o	o		
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	o	o		
o	o	o	o	o	o	o	x	o	漁場の取り取り取りを後討す るよう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	x	o	準備が整い次第操業する よう助言済み	
o	o	o	o	o	o	o	o	o		
o	o	o	o	o	o	o	o	o		

調査回答の 取締記録 総会報告 紛争相談等 行使規則 ヒアリング 通報等の記 聞き取り等 聞き取り等 発展計画 業務報告書

令和3年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	27	63.7
共第502号	近江八幡漁協	○	7	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	85	750.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

1 漁業権の免許に関する事項	2(1)漁業関係法を遵守している	2(2)漁業法72条に規定する「免許」に関する「免状」の有している	2(4)漁場争いが起きている	2(5)資源管理を適切に実施している	2(7)漁具や養殖施設を放置するなどの漁業者の活動を妨げている	2(8)通常の漁業活動ではない爆発物その他危険物を貯蔵している	3(1)操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	3(3)漁場の全てを利用している(注4)	3(4)漁場を積極的に利用している	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	漁場の取り扱いを検討するよう助言済み

令和3年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権2(1)漁業法第90条第1項に基づく資源管理の報告を毎年行っている(注1)	2(4)漁場管理を適切に行っている	2(5)資源管理を適切に実施している	2(7)漁具や養殖施設などを放置して他者の漁業生産活動を妨げている	2(8)通常の漁業活動では想定外な危険な状態を発生させないよう、危険を回避するための措置を講じている	3(1)操業や養殖が可能な期間を最大限に活用している(注2・3・4)	3(3)漁場の全てを利用している(注4)	3(4)漁場を積極的に活用できるよう、生産量の向上を図るための取組を行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	×	×	○	○	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	×	×	○	○	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計(kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2	0	生け簀12張
区第1302号	沖島漁協	×	3	0	生け簀20張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	565	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	787	生け簀6張

1352.2

令和3年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業 者数	湖上作業 日数	0年員数 業数	1年員数 業数	2年員数 業数	3年以上 員数業数	0年員出 荷数	1年員出 荷数	2年員出 荷数	3年以上 員出荷数
区第201号	池原真珠有限公司	○	1	100	16,500	14,500			4,000	4,000		
区第202号	近江真珠株式会社	○	1	100	10,000	9,000	8,000	18,000				
区第203号	川崎真珠有限公司	○	1	85	3,368	1,800	500	7,803				
区第204号	熊本漁業株式会社	○	1	80	0	1,500	0	15,200				15
			2		29,868	26,800	8,500	41,003	4,000	4,000	0	15

1 漁業権 2(1)漁業 法第91条を 違反して いる	2(2)漁業 法第72条に 規定する「 免許」を 有している	2(4)漁業 法第24条に 規定する「 免許」を 有している	2(5)漁業 法第25条に 規定する「 免許」を 有している	2(7)漁業 法第27条に 規定する「 免許」を 有している	2(8)漁業 法第28条に 規定する「 免許」を 有している	3(1)漁業 法第31条に 規定する「 免許」を 有している	3(3)漁業 法第33条に 規定する「 免許」を 有している	3(4)漁業 法第34条に 規定する「 免許」を 有している	4 評価 詳細理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	

令和4年次 第1種共同漁業権(貝類)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権 の免状以 降、法第 91項に 基づく資 源管理の 報告を行 っている (注1)	2(1)漁業 関係法令 を遵守し ている	2(2)法第 72条に規 定する「免 許」を有 している	2(4)通商 紛争が起 きにくい 又は漁業 紛争の解 決に向け て誠意に 取り組ん でいる	2(5)資源 管理を適 切に実施 している	2(7)漁具 や養殖設 備を適切 に管理し ており、 漁業活動 に支障を 与えない よう注意 している	2(8)通商 紛争が起 きにくい 又は漁業 紛争の解 決に向け て誠意に 取り組ん でいる	3(1)操業 可能な期 間を最大 限まで利 用している (注2・3・4)	3(3)通商 紛争が起 きにくい 又は漁業 紛争の解 決に向け て誠意に 取り組ん でいる	3(4)通商 紛争が起 きにくい 又は漁業 紛争の解 決に向け て誠意に 取り組ん でいる	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	資源保護のためやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資源保護のため操業日数を調整

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業日数	漁法	漁獲合計 (kg)
共第1号	沖島漁協	×			貝殻き網	
共第2号	沖島漁協	×			貝殻き網	
共第3号	沖島漁協	×			貝殻き網	
共第2号	壺田漁協	○	9	1,000	貝殻き網	32,107
共第3号	壺田漁協	○	2号に合算	2号に合算	貝殻き網	
共第2号	中主漁協	○	4	32	貝殻き網	1,400
共第3号	中主漁協	○	4	32	貝殻き網	1,400
共第2号	近江八幡漁協	○	18	90	貝殻き網	500
共第3号	近江八幡漁協	○	2号に合算	2号に合算	貝殻き網	300
共第3号	湖南漁協	○	2	8	貝殻き網	67
共第3号	瀬田町漁協	○	2	2	貝殻き網	2
共第3号	勢多川漁協	○	6	18	貝殻き網	10

令和4年次 第2種共同漁業権(やな)(行使の状況と漁業法第91条の指導または報告に関する評価)

1 漁業権 の免許以 関係法令を 遵守してい る	2(1)漁業 法第90条第 1項に基 づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行っ ている(注1)	2(2)漁業 法第72条に 規定する「 免状」を有 している	2(4)漁業 権が起す 争いがない 又は漁業 権の行使に 関係する 争いを起し ない	2(5)資源 管理を適切 に実施して いる	2(7)漁業 権の行使に 関係する 争いを起し ない	2(8)漁業 権の行使に 関係する 争いを起し ない	3(1)漁業 法第91条 第1項に基 づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行っ ている(注1)	3(3)漁業 法第91条 第1項に基 づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行っ ている(注1)	3(4)漁業 法第91条 第1項に基 づく資源 管理の状況 等の報告を 毎年行っ ている(注1)	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公共工事によるやむを得ない休業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第201号	上多良漁協	○	7	5月10日～7月30日	44	454
共第202号	南浜漁協	○	4	3月1日～9月16日	60	27,664
共第203号	南浜漁協	○	1	3月1日～8月20日	60	2,495
共第204号	西渡井漁協	×				0
共第205号	百瀬漁協	○	9	4月4日～9月4日	108	12,988
共第206号	浜分漁協	○	10	4月10日～8月15日	120	14,270
共第207号	北船木漁協	○	20	3月15日～8月20日	130	37,690
共第208号	北船木漁協	○	207号合算	3月15日～8月20日	207号合算	

95531

令和4年次 第2種共同漁業権(えり、落網)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業種	2(1)漁業権の取得	2(2)漁業権の行使	2(3)漁業権の管理	2(4)漁業権の争い	2(5)漁業権の権利	2(6)漁業権の争い	2(7)漁業権の争い	2(8)漁業権の争い	3(1)漁業権	3(2)漁業権	3(3)漁業権	3(4)漁業権	評価理由
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用実態なし(切替希望なしのため指導しない)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	漁協	行使日数	採集期間	採集日数	漁獲合計(kg)
共第101号	志賀町漁協				0
共第102号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	160	1,940
共第103号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	153	4,186
共第104号	志賀町漁協				0
共第105号	志賀町漁協				0
共第106号	志賀町漁協	1	1月12日～12月21日	148	1,340
共第107号	志賀町漁協				0
共第108号	志賀町漁協	1	1月12日～12月21日	153	885
共第109号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	163	2,083
共第110号	志賀町漁協	1	1月12日～12月21日	153	885
共第111号	志賀町漁協	3	1月12日～12月21日	156	1,598
共第112号	志賀町漁協	3	1月12日～12月21日	168	1,598
共第113号	志賀町漁協				0
共第114号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	138	1,907
共第115号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	163	2,083
共第116号	志賀町漁協	2	1月12日～12月21日	163	2,083
共第117号	壺田漁協	1	1月12日～10月20日	145	3,735
共第118号	壺田漁協	1	1月12日～12月20日	148	5,161
共第119号	壺田漁協	1	1月12日～12月20日	76	4,215
共第120号	壺田漁協				0
共第121号	壺田漁協				0
共第122号	壺田漁協				0
共第123号	大津漁協				0
共第124号	大津漁協	3	7月26日～12月18日	16	187
共第125号	湖南漁協				0
共第126号	山田漁協				0
共第127号	志那漁協	2	5月10日～8月20日	156	667
共第128号	志那漁協	1	3月24日～7月31日	128	1,149

1 漁業種別 の免許又は 漁業法第90項に 基づく事項 管理の状況を 毎年行っている (注1)	2(1) 漁業 法第57条 に基づいて 許可している	2(2) 漁業 法第58条 に基づいて 許可している	2(4) 漁業 法の規定 に基づいて 許可している 事項	2(5) 資源 管理に 関係している	2(7) 漁業 法の規定 に基づいて 許可している 事項	2(8) 漁業 法の規定 に基づいて 許可している 事項	3(1) 漁業 法第59条 に基づいて 許可している 事項	3(3) 漁業 法第60条 に基づいて 許可している 事項	3(4) 漁業 法第61条 に基づいて 許可している 事項	4 評価	評価理由
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	評選	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	今年のみ行使なし。行使者調整中。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	評選	今年より利用実態がないため。
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	今年のみ行使なし。行使者調整中。
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	評選	今年より利用実態がないため。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	今年のみ行使なし。行使者調整中。
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	漁具の備蓄によるやむを得ない休業。 (切替希望なし。除去予定)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(行使者引継いで引継ぎのため切替しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	利用実態なし (概況で切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	漁具の備蓄によるやむを得ない休業。 (切替希望なし)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	漁具の備蓄によるやむを得ない休業。 (切替希望なし)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (切替希望なし)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (切替希望なしのため指選しない)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	利用実態なし (切替希望なしのため指選しない)
	×									-	解散済
	×									-	解散済
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

免許番号	漁協	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計(kg)
共第156号	南浜漁協	×			
共第159号	南浜漁協	×			
共第161号	南浜漁協	×			
共第162号	南浜漁協	×			
共第163号	南浜漁協	○	12月1日～12月15日	10	378
共第164号	朝日漁協	×			
共第165号	朝日漁協	×			
共第166号	朝日漁協	×			
共第167号	朝日漁協	×			
共第168号	朝日漁協	×			
共第169号	朝日漁協	×			
共第170号	朝日漁協	○	11月1日～12月31日	24	189
共第172号	西浅井漁協	×			
共第173号	西浅井漁協	○	1月13日～2月27日	30	1,716
共第174号	西浅井漁協	×			0
共第175号	西浅井漁協	○	1月13日～12月20日	220	3,478
共第176号	西浅井漁協	○	1月13日～12月20日	220	8,229
共第177号	湖津漁協	○	1月31日～12月21日	25	894
共第178号	湖津漁協	○	1月31日～12月21日	25	177号と合算
共第179号	湖津漁協	×			0
共第180号	百瀬漁協	○	1月13日～12月21日	187	12,334
共第181号	百瀬漁協	○	1月13日～12月20日	114	2,720
共第182号	百瀬漁協	×			0
共第183号	百瀬漁協	×			0
共第184号	浜分漁協	×			0
共第185号	浜分漁協	×			0
共第187号	今津漁協				0
共第188号	今津漁協				0
共第189号	湖西漁協	○	1月1日～12月31日	10	90

1 漁業指	2(1)漁業	2(2)漁業	2(4)漁業	2(5)漁業	2(7)漁業	2(8)漁業	3(1)漁業	3(3)漁業	3(4)漁業	4 評価	評価理由
の免許又は附条件許可を有する漁業指	2(1)漁業指を遵守している	2(2)漁業指に規定する「免許」を有している	2(4)漁業指が規定していない又は漁業指の解除に向けて取組んでいる	2(5)漁業指の遵守を要している	2(7)漁業指の適用を要しないものとして扱っている	2(8)漁業指の適用を要しないものとして扱っている	3(1)漁業指の適用期間を超過している	3(3)漁業指の適用期間を超過している	3(4)漁業指の適用期間を超過している		
0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	1	利用実績なし (切替希望なしのため指導しない)
0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	-	利用実績なし (切替希望なしのため指導しない)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	-	利用実績なし (切替希望なしのため指導しない)
0	0	0	0	0	0	0	x	x	0	0	次行使者決定済で準備中
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

調査回答の取組記録 総会報告 紛争相談等 行徳規則 ヒアリング 連絡等の記録 附帯取り等の情報 聞き取り等の情報 関係団体 業務報告書

免許番号	漁協	行使状況	行使者数	操業期間	操業日数	漁獲合計(kg)
共第190号	北松木漁協	x				0
共第191号	北松木漁協・三和漁協	x				0
共第192号	三和漁協	0	3	1月12日～12月21日	255	13,837
共第193号	三和漁協	x				0
共第194号	三和漁協	x				0
共第195号	中庄漁協	0	2	1月12日～12月20日	136	2,903
共第197号	志賀町漁協	0	2	1月12日～12月21日	160	1,940

109,221

令和4年次 海区第5種共同漁業権(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権の免許に関する事項	2(1) 漁業関係法令を遵守している	2(2) 漁業法第72条に規定する「免許」について「適格性」を有している	2(4) 漁場紛争が起きている	2(5) 資源管理を適切に実施している	2(7) 漁具や養殖施設を放置するなどの漁業者の活動を妨げない	2(9) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険物との混在を認めない	3(1) 漁業や養殖期間を可能な範囲で相対している(注2・3・4)	3(3) 漁場の全てを利用している(注4)	3(4) 漁場を特種的に利用できないよう、生産計画等を含む事業計画に基づき自ら事業を評価し、計画的に生産活動を行っている	4 評価	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	利用実施なし (切替希望なしのため指導しない)

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	操業日数	漁獲合計 (kg)
共第501号	志那漁協	○	2	10	15.0
共第502号	近江八幡漁協	○	8	30	18.5
共第503号	天野川漁協	○	4	30	580.0
共第504号	朝日漁協	×			0.0

令和4年次 第1種区画漁業権(小割養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

1 漁業権	2(1)漁業関係法令を遵守する	2(2)法第72条に規定しない又「免許」を有している	2(4)漁場争いが起きない又は漁場争いを解決している	2(5)資源管理を適切に実施している	2(7)漁具や養殖施設を放棄するなどの漁業生産活動を妨げない	2(8)通常の漁業活動では認められない爆発物その他危険物の使用を認めない	3(1)採集可能な期間を相当程度利用している(注2・3・4)	3(3)漁場の全てを利用している(注4)	3(4)漁場を積極的に利用できるよう、生産量の項目を含む事業計画書等自ら作成し、計画的に漁業の生産活動を行っている	4 評価	評価理由
1 漁業権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
1 漁業権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	KHVによるコイ養殖のやむを得ない休業
1 漁業権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1 漁業権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

免許番号	免許権者	行使状況	行使者数	生産合計(kg)	備考
区第1301号	沖島漁協	×	2	0	生け簀8張
区第1302号	沖島漁協	×	4	0	生け簀24張
区第1303号	西浅井漁協	○	1	480	生け簀7張
区第1304号	西浅井漁協	○	1	720	生け簀6張

1200

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠養殖業) (行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業者数	湖上作業日数	漁獲現額 自産額 (無税)	漁獲現額 買込額 (酒税)	自家生産 母貝 投入数	他者生産 母貝 投入数	無核生産 量(分)	有核生産 量(分)	真珠生産 量(分)
区第1号	豊田漁協	○	1	60	300	400	300				0
区第2号	池田真珠株式会社	○	1	100	3000	12000	14000				0
区第3号	沼田養治	○	1	45	782	500	4000	50	50	100	
区第4号	中山隆司	○	1	20	1000	0	0	0	0	0	
区第5号	中山隆司	○	1	20	4号に含養	0	0	0	0	0	
区第6号	近江真珠株式会社	○	3	100	2,000	10,000	2,400	0	300	500	
区第7号	有限会社山本真珠	○	1		800	800	0	0	0	0	
区第8号	株式会社眞環	×									
区第9号	西野 俊	○	1	0	150	0	0	0	10	0	
区第10号	川畑真珠株式会社	○	1	85	0	5166	2000	0	0	142	
区第11号	新木産業株式会社	○	1	80	6000	6900	2	1000	800	30	

13,992 18,702 1180 722 1882

1 漁業法第91条第1項に規定する漁業権の行使の状況	2 (1) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (2) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (3) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (4) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (5) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (6) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (7) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	2 (8) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	3 (1) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	3 (2) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	3 (3) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	3 (4) 漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているかどうか	4 詳細	評価理由
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	漁業法第91条第1項の規定に基づき、漁業権の行使の状況が、当該漁業権の行使の状況に関する事項に該当しているため、評価は「○」とする。

令和4年次 第1種区画漁業権(真珠母貝養殖業)(行使の状況と漁業法第91条の指導または勧告に関する評価)

免許番号	免許権者	行使状況	湖上作業者数	湖上作業白数	0年度員数	1年度員数	2年度員数	3年度以上員数	0年度以上員数	1年度員数	2年度員数	3年度以上員数
区第201号	油蔵真珠株式会社	○	1	100	14,000	16,500	14,500	0	0	3,000	0	0
区第202号	近江真珠株式会社	○	1	100	2,400	8,000	8,500	7,000	0	0	0	0
区第203号	川端真珠株式会社	○	1	95	2,000	2,400	400	7,200	0	0	0	0
区第204号	新木産業株式会社	○	1	80	2	0	1,500	14,900	0	0	0	0

1 漁業権2(1)漁業2(2)漁業2(4)漁業2(6)漁業2(7)漁業2(8)漁業2(9)漁業2(10)漁業2(11)漁業2(12)漁業2(13)漁業2(14)漁業2(15)漁業2(16)漁業2(17)漁業2(18)漁業2(19)漁業2(20)漁業2(21)漁業2(22)漁業2(23)漁業2(24)漁業2(25)漁業2(26)漁業2(27)漁業2(28)漁業2(29)漁業2(30)漁業2(31)漁業2(32)漁業2(33)漁業2(34)漁業2(35)漁業2(36)漁業2(37)漁業2(38)漁業2(39)漁業2(40)漁業2(41)漁業2(42)漁業2(43)漁業2(44)漁業2(45)漁業2(46)漁業2(47)漁業2(48)漁業2(49)漁業2(50)漁業2(51)漁業2(52)漁業2(53)漁業2(54)漁業2(55)漁業2(56)漁業2(57)漁業2(58)漁業2(59)漁業2(60)漁業2(61)漁業2(62)漁業2(63)漁業2(64)漁業2(65)漁業2(66)漁業2(67)漁業2(68)漁業2(69)漁業2(70)漁業2(71)漁業2(72)漁業2(73)漁業2(74)漁業2(75)漁業2(76)漁業2(77)漁業2(78)漁業2(79)漁業2(80)漁業2(81)漁業2(82)漁業2(83)漁業2(84)漁業2(85)漁業2(86)漁業2(87)漁業2(88)漁業2(89)漁業2(90)漁業2(91)漁業2(92)漁業2(93)漁業2(94)漁業2(95)漁業2(96)漁業2(97)漁業2(98)漁業2(99)漁業2(100)	2 漁業権2(1)漁業2(2)漁業2(4)漁業2(6)漁業2(7)漁業2(8)漁業2(9)漁業2(10)漁業2(11)漁業2(12)漁業2(13)漁業2(14)漁業2(15)漁業2(16)漁業2(17)漁業2(18)漁業2(19)漁業2(20)漁業2(21)漁業2(22)漁業2(23)漁業2(24)漁業2(25)漁業2(26)漁業2(27)漁業2(28)漁業2(29)漁業2(30)漁業2(31)漁業2(32)漁業2(33)漁業2(34)漁業2(35)漁業2(36)漁業2(37)漁業2(38)漁業2(39)漁業2(40)漁業2(41)漁業2(42)漁業2(43)漁業2(44)漁業2(45)漁業2(46)漁業2(47)漁業2(48)漁業2(49)漁業2(50)漁業2(51)漁業2(52)漁業2(53)漁業2(54)漁業2(55)漁業2(56)漁業2(57)漁業2(58)漁業2(59)漁業2(60)漁業2(61)漁業2(62)漁業2(63)漁業2(64)漁業2(65)漁業2(66)漁業2(67)漁業2(68)漁業2(69)漁業2(70)漁業2(71)漁業2(72)漁業2(73)漁業2(74)漁業2(75)漁業2(76)漁業2(77)漁業2(78)漁業2(79)漁業2(80)漁業2(81)漁業2(82)漁業2(83)漁業2(84)漁業2(85)漁業2(86)漁業2(87)漁業2(88)漁業2(89)漁業2(90)漁業2(91)漁業2(92)漁業2(93)漁業2(94)漁業2(95)漁業2(96)漁業2(97)漁業2(98)漁業2(99)漁業2(100)	3 漁業権2(1)漁業2(2)漁業2(4)漁業2(6)漁業2(7)漁業2(8)漁業2(9)漁業2(10)漁業2(11)漁業2(12)漁業2(13)漁業2(14)漁業2(15)漁業2(16)漁業2(17)漁業2(18)漁業2(19)漁業2(20)漁業2(21)漁業2(22)漁業2(23)漁業2(24)漁業2(25)漁業2(26)漁業2(27)漁業2(28)漁業2(29)漁業2(30)漁業2(31)漁業2(32)漁業2(33)漁業2(34)漁業2(35)漁業2(36)漁業2(37)漁業2(38)漁業2(39)漁業2(40)漁業2(41)漁業2(42)漁業2(43)漁業2(44)漁業2(45)漁業2(46)漁業2(47)漁業2(48)漁業2(49)漁業2(50)漁業2(51)漁業2(52)漁業2(53)漁業2(54)漁業2(55)漁業2(56)漁業2(57)漁業2(58)漁業2(59)漁業2(60)漁業2(61)漁業2(62)漁業2(63)漁業2(64)漁業2(65)漁業2(66)漁業2(67)漁業2(68)漁業2(69)漁業2(70)漁業2(71)漁業2(72)漁業2(73)漁業2(74)漁業2(75)漁業2(76)漁業2(77)漁業2(78)漁業2(79)漁業2(80)漁業2(81)漁業2(82)漁業2(83)漁業2(84)漁業2(85)漁業2(86)漁業2(87)漁業2(88)漁業2(89)漁業2(90)漁業2(91)漁業2(92)漁業2(93)漁業2(94)漁業2(95)漁業2(96)漁業2(97)漁業2(98)漁業2(99)漁業2(100)	4 評価 評価理由
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○